

仕 様 書

1 業務名

令和8年度札幌市国民健康保険等文書等集配業務

2 業務概要

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課及び保健福祉課、北海道国民健康保険団体連合会並びに北海道後期高齢者広域連合で使用する国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金及び医療助成業務に係る文書等の集配を行う。

3 文書等の内容

当該業務で取り扱う文書等は、次の内容のものとする。

- (1) 郵便法第4条第2項に規定する信書
- (2) 前項(1)に該当しない印刷物(パンフレット、リーフレット、ポスター等)及び電磁的記録媒体(CD、DVD等)
- (3) その他の小型梱包物

4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

A、B、C、Dコースの運行日詳細は、別紙1「スケジュール表」のとおり。

臨時コースの運行日は、月曜日～金曜日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)のうち、事前に委託者から受託者に連絡した日とする。

5 業務内容

文書等に郵便法第4条第2項に規定する信書を含むため、集配は委託者で用意する搬送袋(各集配箇所を設置)又は書類等梱包物(封筒・段ボール等)を用い、下記に定めるコースにて集配業務を行う。

なお、集配の際は別紙2「運行表」を用い、各集配箇所において担当者の確認印を受領する。

(1) 集配コース

ア Aコース

本庁→中央区役所→南区役所→豊平区役所→本庁

イ Bコース

本庁→東区役所→白石区役所→厚別区役所→清田区役所→本庁

ウ Cコース

本庁→手稲区役所→西区役所→北区役所→国保連合会→広域連合→本庁

エ Dコース

本庁→国保連合会→広域連合→本庁

オ 臨時コース

委託者が指定する箇所とし、事前に受託者に連絡のうえ調整を行う。

(2) 集配箇所詳細

名称	集配箇所(担当課)	住所
本庁	保険企画課	中央区北1条西2丁目
中央区役所	保険年金課・保健福祉課	札幌市中央区南3条西11丁目
北区役所	保険年金課・保健福祉課	北区北24条西6丁目

東区役所	保険年金課・保健福祉課	東区北 11 条東 7 丁目
白石区役所	保険年金課・保健福祉課	白石区南郷通 1 丁目南 8
厚別区役所	保険年金課・保健福祉課	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目
豊平区役所	保険年金課・保健福祉課	豊平区平岸 6 条 10 丁目
清田区役所	保険年金課・保健福祉課	清田区平岡 1 条 1 丁目
南区役所	保険年金課・保健福祉課	南区真駒内幸町 2 丁目
西区役所	保険年金課・保健福祉課	西区琴似 2 条 7 丁目
手稲区役所	保険年金課・保健福祉課	手稲区前田 1 条 11 丁目
国保連合会	北海道国民健康保険団体連合会	中央区南 2 条西 14 丁目国保会館内
広域連合	北海道後期高齢者医療広域連合	中央区南 2 条西 14 丁目国保会館内
※臨時コースは上記を含め、委託者が指定する箇所とする。		

(3) 特記事項

C、Dコースの国保連合会への集配については、本庁から国保連合会宛の文書等がある場合に限ることとし、対象文書等がない場合は、国保連合会の集配箇所担当者確認印は不要とする。

6 業務実施時間等

(1) 集配時間

各コースの出発地点の出発時刻は下記のとおりとし、同日の通常勤務時間内（8時45分～17時15分）に集配を行う。

万一、予測外の事情により集配時間が通常勤務時間外となる恐れがある時は、集配先へ事前に連絡し、了承を得た上で集配する。

ア A、B、C、Dコース 11時30分

イ 臨時コース 委託者が指定する時刻

(2) 業務時間

ア Aコース 2.0時間/回

イ Bコース 2.5時間/回

ウ Cコース 2.5時間/回

エ Dコース 1.0時間/回

オ 臨時コース 業務に要した時間

なお、臨時コースの使用は最低1時間からとし、1時間を超える部分については、1分以上30分以内は0.5時間（30分）、30分超60分以内は1.0時間（60分）とみなす。

(3) 予定回数（時間数）

ア Aコース 2.0時間×35回＝70.0時間

イ Bコース 2.5時間×35回＝87.5時間

ウ Cコース 2.5時間×35回＝87.5時間

エ Dコース 1.0時間×10回＝10.0時間

オ 臨時コース 20.0時間（2.0時間×10回相当）

※ 参考回数（時間数）であり、最低実施回数（時間数）を保証するものではないことに留意すること。

7 事前提出書類

業務履行開始日までに、A～Dコース各車両について、車両番号、運転手氏名及び連絡先が掲載された各車両運行者名簿（受託者の任意様式とする）を提出する。

8 業務報告

各月の業務を完了したときは、速やかに、様式1「完了届（役務 第9号様式）」

に別紙2「運行表」を添えて提出し、委託者による履行検査を受ける。

9 支払等

契約は一時間あたり単価で行い、支払は毎月単位で行う。

各月の支払額は、契約単価に業務時間を乗じて得たコース毎の額の合計額とする。ただし、A～Dコースについては、実際に要した時間にかかわらず、1回当たり前記6(2)の業務時間を要したものとみなす。

請求書は、前条の検査合格から2週間以内に提出する。

10 再委託の禁止

受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託(以下、「再委託」という。)してはならない。ただし、本件業務の一部を再委託することにつき、受託者があらかじめ委託者の書面による承認を得た場合には、この限りではない。

また、上記ただし書きの規定により本件業務の一部を再委託した場合には、受託者は、委託者に対し再委託先の行った本件業務に関する行為について一切の責任を負う。

11 その他

- (1) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (2) 道路交通法や交通規則等の法令を遵守すること。また、集配箇所の指定された場所へ駐車し、路上や歩道上への駐車をしないように注意すること。
- (3) 本業務の履行においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。配送車両の運行にあたっては、急発進・急加速をしない、アイドリングストップの励行などに配慮すること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

令和 8 年度 保険医療部文書等集配業務運行スケジュール

4 月							5 月							6 月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4						1	2				1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13		
					イ							ア							ア			
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20		
		ア						ア			ア					ア						
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27		
								ア			ア				ア			ア				
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30						
		ア		イ				ア			イ					イ						
							31															

7 月							8 月							9 月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4							1				1	2	3	4	5	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12		
					ア							ア							ア			
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19		
					ア																	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26		
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30					
		ア		イ						ア					ア		イ					
							30	31														

10 月							11 月							12 月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
				1	2	3			1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12			
					ア				ア										ア				
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19			
																			ア				
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26			
											ア	イ											
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31					
		ア		イ											ア								

1 月							2 月							3 月																
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土										
					1	2							1	2	3	4	5	6							1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13										
					ア					ア									ア											
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20										
																			ア											
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27										
	ア											ア			ア					ア										
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31													
		ア		イ												ア														
31																														

ア A・B・Cコースの運行
 A 本庁→中央区→南区→豊平区→本庁
 B 本庁→東区→白石区→厚別区→清田区→本庁
 C 本庁→手稲区→西区→北区→国保連→広域→本庁
 イ Dコースの運行
 D 本庁→国保連→広域→本庁

A コース 令和 年 月分 札幌市国民健康保険等文書等集配業務 運行表 (区保険年金課用)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
中央																				
南																				
豊平																				

日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
中央											
南											
豊平											

出発・到着 確認印						
日						
発						
印						
着						
合計 _____ 回						

A コース 令和 年 月分 札幌市国民健康保険等文書等集配業務 運行表 (区保健福祉課用)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
中央																				
南																				
豊平																				

日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
中央											
南											
豊平											

特記事項	

月分の運行状況を本書のとおり報告いたします。	
受託業者	
住所	
氏名	印

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職・氏名

印

名 称 令和8年度札幌市国民健康保険等文書等集配業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。